

指定廃棄物の今後の処理の方針について（概要）

1. 経緯

今年 1 月 1 日から完全施行された放射性物質汚染対処特措法において、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg を超過する指定廃棄物（ごみ焼却灰、浄水発生土、工業用水汚泥、下水汚泥等）は、国が責任をもって処分するものとされている。

（3 月 26 日現在、8 都県約 5,700 トンを指定（別紙参考資料）。今後も増える見通し）

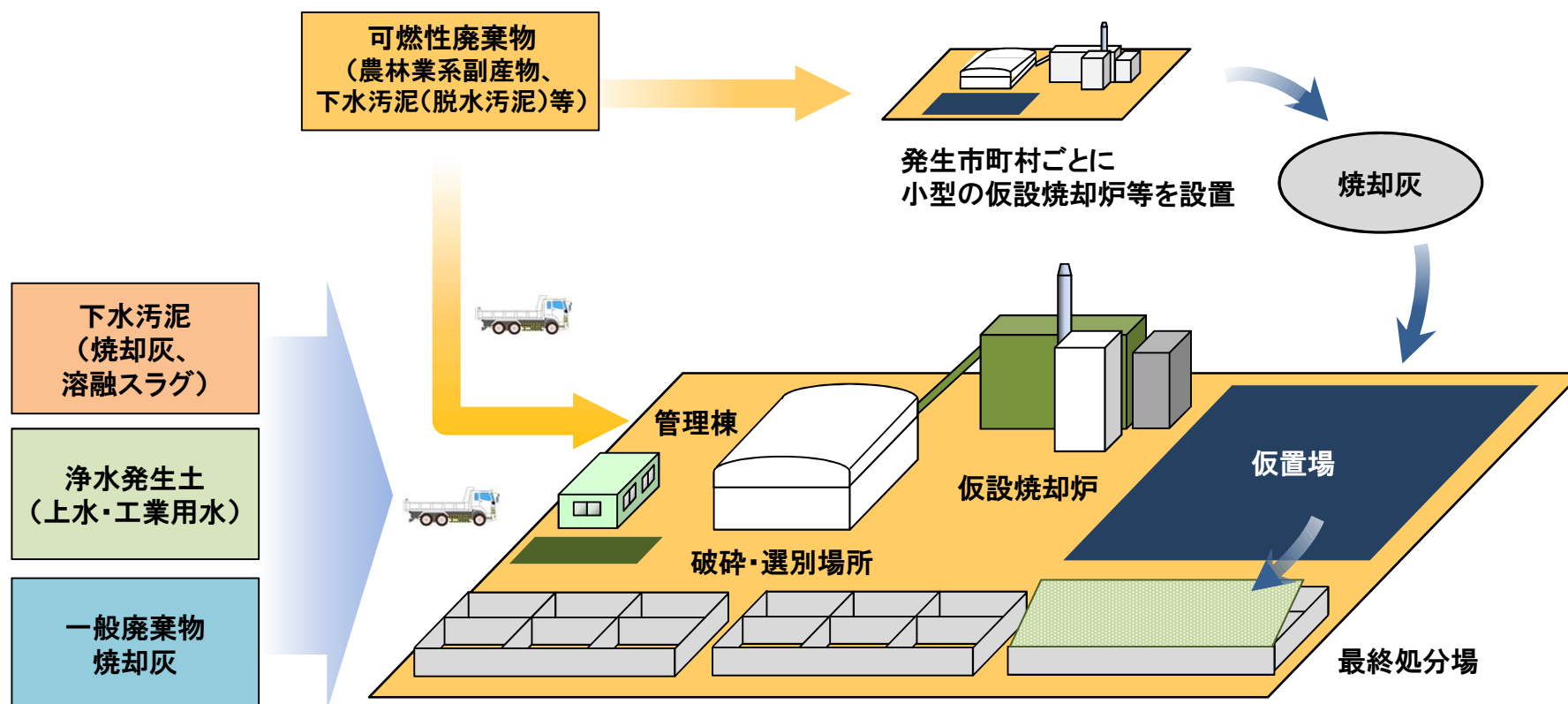
放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に示すとおり、指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が排出された都道府県内で行うものとし、既存の廃棄物処理施設の活用を最優先とすることとしている。その方針に基づき、地方公共団体と協議を進めてきたところである。今般、国が必要な最終処分場等を確保することを目指す今後の処理の方針を公表する。

2. 指定廃棄物の今後の処理の方針の主要なポイント

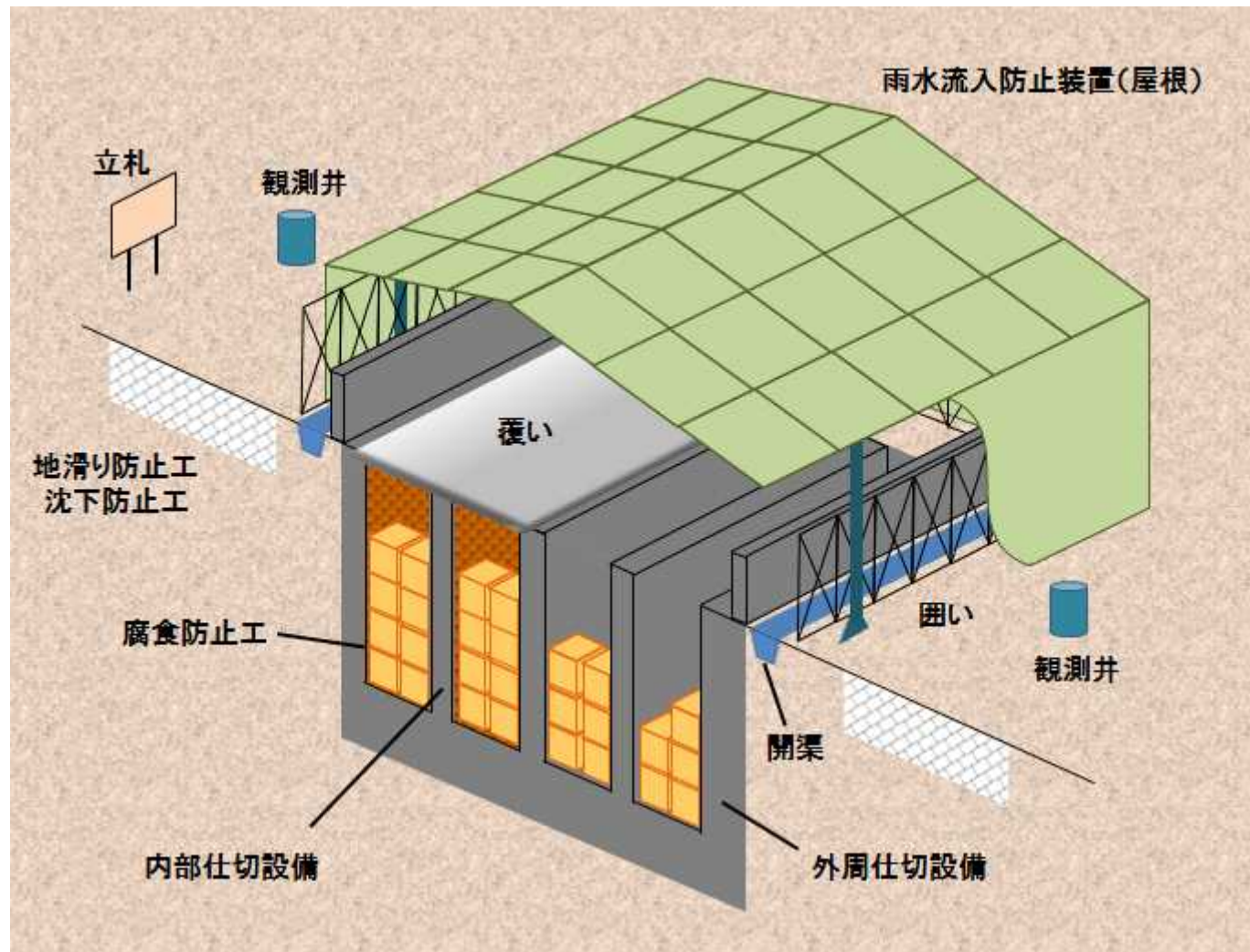
- 国は、既存の廃棄物処理施設の活用について引き続き検討を行いつつ、今後 3 年程度（平成 26 年度末）を目途として、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県において、必要な最終処分場など（福島県において、10 万 Bq/kg 超の指定廃棄物は中間貯蔵施設）を確保することを目指す。
- 指定廃棄物の最終処分場を新たに建設する必要がある場合には、都道府県内に集約して設置し、その設置場所は、必要な規模や斜度を確保し、土地利用の法令上の制約がなく、最終処分場建設に適している候補地を、国有地の活用も含め、都道府県毎に複数抽出。その後、複数の候補地の中から、現地調査などにより立地特性を把握した上で、国が立地場所を決定。
- 国は、最終処分場が設置されるまでの間、当面、焼却、乾燥、熔融などの中間処理を行い、保管の負担を軽減。農林業系副産物（稲わら、牧草など）は、既存の焼却施設で焼却できない場合、仮設焼却炉等を設置。
- 指定廃棄物の最終処分場のイメージ及び現時点のロードマップは別添 1 及び 2 に示すとおり。

指定廃棄物の処理の流れ

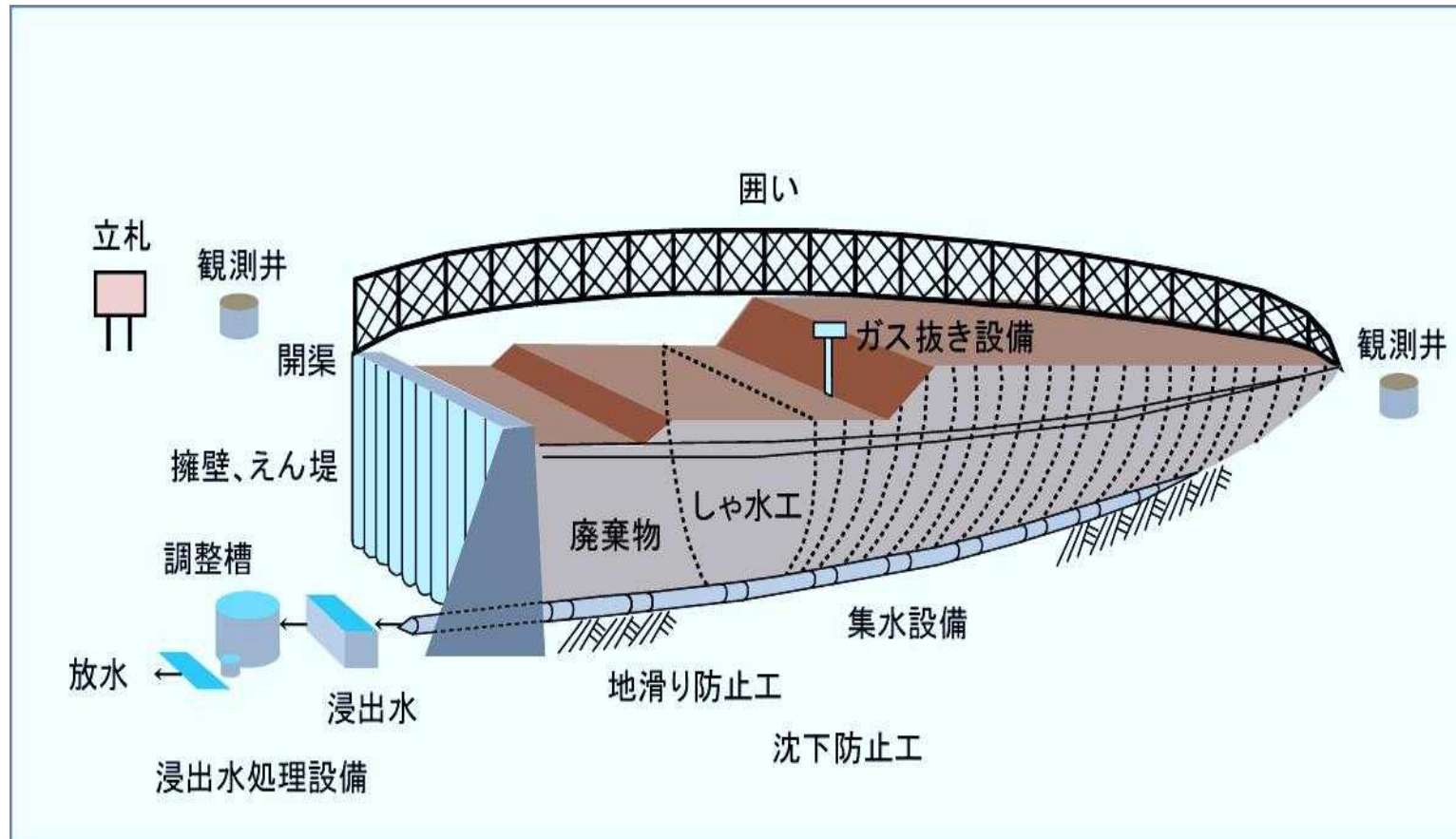
- ・指定廃棄物の処理に当たっては、既存の廃棄物処理施設(焼却炉、管理型最終処分場)を活用することが望ましいが、困難な場合には以下のとおり処理を行う。
- ・可燃性廃棄物(農林業系副産物、下水汚泥(脱水汚泥)等)は、指定廃棄物の発生市町村ごとに設置する小型の仮設焼却炉、または最終処分場に併設する仮設焼却炉などにより、可能な限り速やかに減容化を図る。
- ・不燃性廃棄物(一般廃棄物の焼却灰、浄水発生土(上水・工業用水)、下水汚泥(焼却灰・溶融スラグ)等)は、発生施設ごとに現場保管を行う。その後、収集・運搬を行い、国が設置する最終処分場で処分する。



最終処分場(遮断型構造の場合)のイメージ図



最終処分場(管理型処分場の場合)のイメージ図



指定廃棄物の最終処分場の確保に係る工程表

別添2

項目	内容	24年度				25年度				26年度以降				
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4
既存の最終処分場の活用の検討		[ダッシュ線]												
最終処分場を整備する際の検討項目	基本構想検討	●廃棄物・土壌の種類・性状・量、放射性物質の濃度等の調査 ●概略の施設構造・規模・工事費等の算定、候補地の検討(複数案)	[構想検討]											
	最終処分場の場所選定	●現地踏査等により立地可能性の詳細調査 ●最終処分場の場所選定	[場所選定]											
	基本設計・実施設計	●最終処分場の施設構造・規模・工事費等の概略算定 ※基本設計(各種予備協議ができる概略のもの)、 実施設計(工事発注・用地買収ができるレベル)	[基本設計] → [地盤調査造成設計] → [建築物実施設計]											
	環境影響調査・放射性物質の環境への影響調査	●環境影響項目に関する調査、評価、対策の検討等 ●放射性物質の環境への影響の調査、評価、対策の検討等	[環境影響調査など]											
	最終処分場の住民説明	●周辺住民への説明	[住民説明]											
	用地の所管換	●所管換のための用地測量 ●最終処分場の用地の所管換	[測量] → [用地取得]											
	仮設道路造成工事	●工事用道路、仮設工事等の実施 ●造成工事の実施	[造成工事]											
	最終処分場の本体工事	●最終処分場の本体工事の実施	[順次施設建設工事]											
	中間処理施設・ 附帯施設の本体工事	●中間処理施設・附帯施設の本体工事の実施	[順次施設建設工事]											
	廃棄物等の搬入	●廃棄物等の搬入	[仮置き開始] → [完成工区から順次搬入]											

※1:環境影響評価条例の対象となる場合、方法書・準備書・影響評価及び各公告縦覧の期間に約3年の期間が必要になる。

※2:法令に基づき土地利用に制限がある場合、各種手続きに時間がかかる可能性がある。

※3:民有地を取得する場合は、上図に示す期間から時間がかかる可能性がある。

※4:造成工事は仮設道路工事・道路工事等、分割発注により速やかに開始していくこととする。

指定廃棄物の指定状況(3/26時点)

別紙参考資料

都道府県	焼却灰				浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 ※焼却灰含む		農業集落 排水汚泥		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計		
	焼却灰(一般)		焼却灰(産廃)		件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	
	件	数量(t)	件	数量(t)															
岩手県	1	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	110
宮城県	0	0	0	0	1	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	260
福島県	4	2,500	0	0	2	130	0	0	1	86	0	0	0	0	0	0	0	7	2,716
新潟県	0	0	0	0	2	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	600
群馬県	0	0	0	0	1	14	1	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	144
栃木県	2	525	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	525
千葉県	1	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	400
東京都	1	980	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	980
合計	9	4,515	0	0	6	1,004	1	130	1	86	0	0	0	0	0	0	0	17	5,735

※今後も増える見通し